

京都市集会所新築等補助金交付制度のあらまし

1 趣 旨

この制度は、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市集会所新築等補助金交付規則に基づき、住民の福祉を向上するため、自治会・町内会等（以下「自治会等」といいます。）が行う集会所の新築，増築，改築または修繕（以下「新築等」といいます。）に要する経費の一部を補助するものです。

2 補助金交付の条件

補助金の交付を受けるためには、以下の基準を満たしていることが必要です。

- ① 集会所の敷地及び建物について、自治会等が使用権原を有すること。
- ② 集会所の敷地又は建物を借用する場合は、その借用期間が原則として10年以上であること。
- ③ 集会所を新築しようとする場合は、自治会等の構成員の数（2以上の自治会等が共同して新築しようとする場合は、それぞれの構成員の数の合計）がおおむね1,000人以上で、かつ、新築しようとする集会所からおおむね500メートルの範囲内に集会所がないこと。

また、新築しようとする集会所の延べ床面積がおおむね70平方メートル以上であること。

3 補助金の額

新築等に要する経費の2分の1以内で、市長が定めた額になります。

新築の場合は1件につき800万円、増改築・修繕の場合は1件につき400万円を限度とします。

ただし、京都市の厳しい財政状況から予算に限りがありますので、上限額を大幅に下回る交付額になる場合や交付できない場合もあります。

4 補助金の交付対象となる経費

- 工事費
仮設費，建築主体工事費，設備工事費
- 人件費
- 資材等運搬費 などです。

次に掲げる経費は、補助金交付の対象外となりますので、注意してください。

- 土地購入費，借地料
- 既存建物等解体取壊費，整地費
- 発電設備工事費
- 付帯工事費（外堀，植樹，側溝整備，屋外掲示板，銘板，室名札等）
- 隣地対策費
- 各種保険料
- 税金（消費税は交付対象）
- 上下水道加入申込金等の納付金
- 備品購入費（カーテン，机，いす，黒板等）
- 小修繕のみを行うための経費（畳・襖の張替え，壁の塗装等） などです。

5 補助金交付までの流れ

◆ 事前相談

申請できるかどうか、手続はどのようにするのか、補助金の予算の状況等について、必ず事前に区役所・支所地域力推進室（まちづくり推進担当）等で相談してください。

◆ 申 請

着工予定日の30日前までに、自治会等の代表者が、所在地の区役所・支所地域力推進室（まちづくり推進担当）に、下記の書類を提出してください。

- ・ 交付申請書
- ・ 添付書類（①計画書，②収支予算書，③工事費見積書（原則，市内中小企業3社以上），④設計図，⑤集会所の敷地および建物（新築の場合を除く。）に係る登記簿謄本その他当該自治会・町内会等が使用権原を有することを証する書類，⑥付近見取図，⑦その他）

※ 他の補助金（例：消防団施設新築等補助金）を併用する場合は、他の補助金の対象となる工事費及び補助金申請額がわかる書類（補助金交付申請書写し，工事費内訳書，面積按分計算書等）を，確認させていただきます。

◆ 受 理（区役所・支所地域力推進室（まちづくり推進担当））

◆ 審 査（区役所・支所地域力推進室（まちづくり推進担当），文化市民局地域自治推進室）

◆ 交付決定（文化市民局地域自治推進室）

交付を決定した自治会等の代表者には，交付決定通知書を発行します。

◆ 工 事

工事は，当該年度の3月末日までに終了する必要があります。実績報告書等についても，当該年度の3月末日までに提出してください。

◆ 実績報告

工事が終了し，経費が確定したときは，速やかに次の書類を区役所・支所地域力推進室（まちづくり推進担当）まで提出してください。

- ・ 実績報告書，収支決算書，領収書（又は請求書）の写し，集会所の写真（工事前・工事後）など
- ・ 補助金請求書，振込依頼書

※ 他の補助金（例：消防団施設新築等補助金）を併用する場合は，他の補助金の実績報告に係る書類（実績報告書写し，収支決算書，工事費領収書の写し等）を，確認させていただきます。

◆ 補助金の交付

6 交付の取消し等

交付決定自治会等が次に該当するときは，補助金の交付決定の取消し，交付額の変更，既に交付した補助金の返還を命じることがあります。

- ・ 偽りその他不正の手段により，補助金等の交付を受けようとし，又は受けたとき。
- ・ 補助金等を他の用途に使用したとき。
- ・ 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・ 工事を遂行できないこととなったとき。
- ・ その他，京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市集会所新築等補助金交付規則に違反したとき。

※ 近年，台風等による集会所建物の被害が増加しています。補助を受けた建物については，火災保険等に加入するなど，建物の維持管理に努めましょう。

<お問い合わせ先>

各区役所・支所地域力推進室（まちづくり推進担当）

文化市民局地域自治推進室（地域づくり推進担当）